

城東区区政会議における出席者の遵守事項について

城東区区政会議の円滑な運営のため、会議開催中において出席者が遵守する事項を以下のとおり定める。

(会議出席者遵守事項)

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないこと
- (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (6) 発言にあたっては、議長等会議の運営を行う者の許可を得ること
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

附 則

この規程は、令和元年11月28日から施行する。